

みんなで支え合う

# 国民健康保険



## 4月1日から 国保の被保険者証が 新しくなります

国民健康保険(国保)被保険者証は毎年4月に更新していただきますので、有効期限が平成27年3月31日となっている被保険者証(紫色)は使用できません。4月1日からご使用いただく被保険者証(桃色)をお送りいたしますので、病院等へ行かれる際は新しい被保険者証をお持ちください。

また、新しい被保険者証について次のことをご確認ください。  
○国保に加入されているご家族の分がそろっていますか。  
○住所や氏名などの誤りはありませんか。  
○65歳までの方で退職者医療制度に該当しているのに、一般の被保険者証が送られていませんか。  
新しい被保険者証がお手元に届いていない場合や氏名等が誤っている場合は、すぐに役場住民課保険年金担当までご連絡ください。

### ●他の健康保険に加入していませんか？

社会保険など、別の保険証をお持ちの方に国保の被保険者証が届いている場合は、国保の資格喪失の手続きが必要になります。

社会保険などの保険証、印鑑(スタンプ式でないもの)などをお持ちのうえ、役場住民課でお手続きをしてください。

### ●古い被保険者証を回収します！

古い被保険者証は役場で回収をしています。期限の切れた被保険者証のみを返信用封筒(黄色)に入れてポストへ投函してください。

70歳から74歳までの方がお持ちの高齢受給者証(だいだい色)、ジェネリック医薬品お願ひカードは4月以降も使えますので、一緒に返送しないようご注意ください。

#### ◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎6571

## 国民年金 からのお知らせ

### 学生納付特例制度について お知らせします

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、平成26年度に学生納付特例が承認された方で、平成27年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要です。

申請される方は、印鑑(スタンプ式でないもの)・学生証または在学期間のわかる証明書を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。

学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付(追納)することができ、追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。追納の手続きは、印鑑(スタンプ式でないもの)を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。



◆問い合わせ先 草津年金事務所 ☎077-567-2220(国民年金課) ☎077-567-1311(お客様相談室)  
日野町役場住民課 保険年金担当 ☎6571